

◆問題パート①(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには () に “○” を、誤ったものには “×” を記入願います。

① CPは倉主自ら策定するものであるため、実際の貨物管理状況を文章にすればよい。 (×)

理由：CPの概要は基本通達34の2-9で規定されていますので、各責任者を明確に記載するとともに、この規定に沿うように自社の貨物管理の実態を反映させるよう、作成願います。

② 指定保税地域における貨物管理者（倉主）は、主に当該地域の所有・管理者である地方公共団体となる場合が多い。 (×)

理由：指定保税地域においても、実際に貨物管理を行う者が倉主となります。

なお、指定保税地域の場合、当該施設(荷捌地を含む)の所有・施設管理は地方公共団体が多いため、貨物管理者(倉主)は当該施設を同団体から借受けることとなります。

③ 外国貨物を保税地域に搬入する場合、倉主(搬入担当者)が多忙のため、立会いを省略したときは、法令違反となる。 (×)

理由：外国貨物の搬入、搬出及び蔵置は保税台帳に記帳することとなっていますので、搬入時の立会いを省略したとしても関税法違反にはなりません。貨物管理の面からは適正とは言えませんので、立会いを行っていただくようお願いします。

④ 社内の人事異動により内部監査を担当していた者が他の事業所に異動したため貨物管理責任者が内部監査を行った。 (×)

理由：貨物管理責任者は内部監査を受ける立場の者であり、このような内部監査は不適切なものと言わざるを得ませんので、他の方に行っていただくようお願いします。他に対応できる者がいない場合は、総合責任者が行うこととなります。

⑤ 保税台帳をNACCSの管理資料とする場合には、NACCSセンターに申込みを行い、税関に対しては、保税業務検査の際にその旨を税関(保税)職員に伝えれば良い。 (×)

理由：税関に対しては、基本通達34の2-4(2)に基づき、事前に書面を提出する必要があります。また、当該書面の内容に変更があった場合にも提出願います。